

議案第73号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

立石北第一自転車駐車場の一部を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項中

「〃 立石一丁目22番6号

〃 立石七丁目1番15号 「〃 立石一丁目22番6号

〃 立石七丁目3番16号」を 「〃 立石七丁目1番15号」に改める。

第2条 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を次のように改正する。

別表(1)の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項中

「〃 立石一丁目22番6号

〃 立石七丁目1番15号」を「〃 立石一丁目22番6号」に改め、同部葛飾区立石北第三自転車駐車場の項を削る。

付 則

この条例中第1条の規定は令和5年7月1日から、第2条の規定は葛飾区規則で定める日から施行する。